

埼玉県報

第 2907 号 平成 29 年(2017 年) 6 月 9 日 金曜日

目 次

告示

- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消処分(社会福祉課)
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示(高齢者福祉課)
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示(高齢者福祉課)
- O 埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(医療整備課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- IC 運転免許証作成用消耗品等の購入に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- 県道日高狭山線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の 相手方等の公示(循環器・呼吸器病センター)
- がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示(がんセンター)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)

埼玉県告示第六百九十八号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

		狭	た	調
			者	查
		Щ	\mathcal{O}	を
		市	名 称	行っ
	平	平	時	調
		成		查
	成二十	<u>-</u> +		を
	十八	十七		行
	年	年		つ
	度	度	期	た
	地	地	名	成
	籍	籍		
	簿	図		
				果
	_	+		
		五.		
	#	枚	称	<i>O</i>
の音	小山	洪 山	地	調
部フ	、見	第		査 を
	丁目	五.		を行
川 勻	上り	+		つ 11
		(富	区	た
	六	平	年	認
	月	成		
	九口		月	
	日	十 九		
		年	日	証

埼玉県告示第六百九十九号

の指定を取り消 の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。 したので、法第五十五条の三第四号の 以下「法」とい 規定により次 . う。 ょ のとおり告示す り指定介護機関 第五十四条

平成二十九年六 月 九 日

事業者

1 の 名

称

埼玉県知 事 上 田 清 司

 \equiv 事業所の名称

埼玉県蕨市南町二丁目十六番

四号

事業者の主たる事

務

所

 \mathcal{O}

所

在

地

特定非営利活動法

人べ

ス

トライ

フ

ベストライフサポ

兀 事業所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目 六番四号

五. 介護保険事業所番号

一七一四〇〇六一五

六 ービスの種類

訪問介護及び介護予 防訪問介護

七 指定取 消処分年月日

平成二十九年五月二十 九 日

八 指定取 消 に年月日 (効力発生日)

成二十九年六 月 日

埼玉県告示第七百号

指定を取り消したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一 同法第七十八条第三号の 規定により次 項第十号の規定により \mathcal{O} とおり公示する。

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一事業者の名称

特定非営利活動法人ベストライフ

一 事業者の主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号

三 事業所の名称

ベストライフサポート

四 事業所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号

五 介護保険事業所番号

一一七一四〇〇六一五

六 サービスの種類

訪問介護

七 指定取消処分年月日

平成二十九年五月二十九日

指定取消し年月日 (効力発生日)

八

平成二十九年六月一日

埼玉県告示第七百一号

示する。 ょ り指定を取り消したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の九第一項第九号の規定に 同法第百十五条の十第三号の規定に より次 のとおり公

平成二十九年六 月 九

日

埼玉県知 事 上 田 清 司

事業者の名

特定非営利活動法 人べ ス ハトライフ

事業者の主たる事務 所 \mathcal{O} 所在 地

埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号

 \equiv 事業所の名称

ベストライフサポ

兀 事業所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目 六番四号

五. 介護保 険事業所番号

一七一四〇〇六一五

六 サービスの種類

介護予防訪問介護

指定取消処分年月日

七

平成二十九年五月二十九日

指定取消し年月日(効力発生日)

八

平成二十九年六月一日

埼玉県告示第七百二号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 5 契約金額 74,034,000円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百三号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 律第 11 て準 九 に 供す 用する同 +_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ V)

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を設置する者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名称及 び 住 所並びに 法 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) みず ほ 信 託銀 行 株 式 会社 取締 役社 長 中 野 武 夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

(変更後) みず ほ 信 託銀 行 株式会社 取締役社 長 飯盛徹夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

大規 模小売店舗 に お 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十三者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十九年四月三十日外

二 届出年月日

平成二十九年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十九年六月九日から平成二十九年十月九日ま

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年六月九日から平成二十九年十月九日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第七百四号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法 \mathcal{O} と お お り 縦覧 律第 1 て準 に 九 供 用する同 +す _ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定 . よる届 に ょ り

平成二十 九年六月 九 日

埼 玉 県 知 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概 要等

イ 大規模 小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所 在 地

三井ショ ツ ピ ン グ パ ク らら ぽ لح 富士見

埼玉 一県富士 見市 山 室 丁 目 七 百 兀 十二番 地 兀 外

口 変更の 概要

大規 模 小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者の 氏 名 又 は 名称及び 住所並 び に 人

に あ 0 ては代表者 の氏名

(変更前) 株式会社ヤオ コ 代 表 取 締 役 Ш 野 澄 人

埼 玉 県川越市 脇 田 本 町 一番 地五 外 計百 八 + 者

(変 更後) 株式会社 ヤオ コ 代表取 締役 Ш 野 澄

埼玉県川越市 脇 田 本 町 一番地五 外 計百 八十五者

ハ 変更年月 日

-成二十 九 年 兀 月二十 八 日 外

= 届出 年月 日

平成二十 九 年五 月三十 日

_ 期間

縦覧

平成二十 九 年六 月 九 日 カュ 6 平 成二十九 年 + 月 九 日 ま

で

三 縦覧場所

埼玉県産 業 労働 部 商 業 サ ピ ス 産業支援 課

埼 玉 一県南 西 部 地 域 振 興 セ ン タ

兀 意見 書の 提

大規模小売店 舗 <u>\</u> 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 :環境の 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事 · 項 に 0 **\ て意見を有する者は

対 意 見 書 \mathcal{O} 提出 に ょ り れ を述べ ること が で きる。

イ 意見 出 期 間

成 ·九年六 月 九 日 か 5 平成二十 九 年十 月 九 日 まで

意見書提 出 先

口

埼玉県告示第七百五号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第七百六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十九年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
 - IC運転免許証作成用消耗品等の購入(単価契約) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

IC運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額(税抜き)
ICカード基体 一般用	300 枚×3	469,800円
ICカード基体 優良用	300 枚×3	469,800円
ICカード基体 新規用	300 枚×3	469,800円
経歴書用カード基体	300 枚×1	150,600円
高速型用リボン (セット)	2,000 枚×1 (7種)	130,800円
標準型用リボン(セット)	500 枚×1 (3種)	43,400円

IC運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額(税抜き)
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700円
・ハードディスク(撮影機)	45,000円
・ 3 C C D カメラ (撮影機)	495, 000 円
・免許証リーダー(撮影機)	580,000円
·UPS	31,000円
・制御ユニット	631,800円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900円
・搬送ローラーセット	39,600円
・サーマルヘッドセット	130,000円
・プラテンローラー	10,000円
・ヒートローラーセット	65, 900 円
・シュートローラーセット	22,000円
・タイミングベルトセット	17,000円
・ロールEXITセット	47, 300 円

・ロールロアピンチローラー	21,500円
・ピンチロールUP	65,000円
・ヒートロールカム部組立	40,000円
・ピンチロールカム部組立	31,800円
・HS固定ブラシ	9,500円
・HS部リボンセンサー	6,500円
IC確認装置用消耗品	
· I C確認装置用指紋認証USB	19,700円
・IC確認装置底板	9,000円
備考欄印字装置用消耗品	
・裏面印刷用インクリボン	7,800円
複写撮影装置用消耗品	
・3CCDカメラ組立	559,000円
・撮影用LEDランプ	16,000円
・吸着パッド	8,500円
・入口センサー	1,700円
・2枚取りセンサー	5,500円
・電磁弁組立	20,100円
・エアフィルターセット	7,100円
本籍印字プリンタ用消耗品	
・本籍印字ロール紙	17,500円

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十九年六月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成二十九年六月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

道路の 種類 県道

線 名 日高狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで同市大字根岸字大原五七二番一	番七地先から狭山市大字根岸字田木前六七九	区間
二	- - - 五 - - - - - - - - - - - - - - - -	(メートル) 敷地の幅員
一 九 五 ・ 一 六		(メートル)
による	交差点改良事業	備考

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 JBCC株式会社 東京都太田区蒲田 5 - 37-1 ニッセイアロマスクエア15階

5 契約金額 104,784,192円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

埼玉県病院事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立がんセンター事務局業務部 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 780 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17号
- 5 契約金額 168,376,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年六月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

日時 平成二十九年六月十二日 午前十時

選挙管理委員会室

三

議題

ついて

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

1 その他

平成二十九年六月九日・曹通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査結果の公表に関する告示

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年4月分

			検査の	概	要		
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	分 析 結 果		保証票	その他	備考
			項目	指摘事項	の検査	の検査	
乾燥菌体肥料	朝日工業株式会社	乾燥菌体肥料2号	TN, TP, TK, Cd				
混合有機質肥料	朝日工業株式会社	園芸有機入り46号	TN, TP, TK, Cd, As				
米ぬか油かす及びその 粉末	築野食品工業 株式会社	脱脂米糠	TN, TP, TK				

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
 - 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 - 3 分析項目の略号は、次のとおりである。 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、Cd-カドミウム、As-ひ素

特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

平成二十九年六月九日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成29年4月分

特殊肥料	生産業者、輸入業者		検査の結果										
の指定名		届出名(及び商品名)	T N (%)	T P (%)	TK (%)	T Ca (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他の検査	備	考
たい肥	朝日工業株式会社	レオグリーン特 I 号	3. 12	2.88	1. 01	3. 59	10	120	10	13. 2			
	青木雄治	青木たい肥	0.64	0.60	1. 15	1. 36	12	68	15	68. 2			
	有限会社エー・アイ	牛ふんたい肥	0. 97	1.05	1.76	1.08	13	74	19	50.0			
		馬ふんたい肥 エクセレント	0. 51	0. 28	0. 95	0.49	3	18	46	49.9			
		納豆菌X	0.86	1.02	1.66	1. 09	13	77	23	47. 2			
	有限会社斎藤産業	牛ふんたい肥	0. 97	1. 05	1.76	1.08	13	74	19	50.0			
		馬ふんたい肥	0. 51	0.60	0. 95	0. 49	3	18	46	49. 9			

備考:1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

第五十六条第七項の規定により、 平成二十九年四月に収去した飼料等の試験結果の

平成二十九年六月九日

概要を次のとおり公表する。

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収	去	場	飼料又は飼料 所添加物の区 分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左			配合飼料	マルサン肉豚用大麦 ミートン配合飼料	H29.4	重金属一鉛、カドミウム、 ひ素	無
				配合飼料	マルサン子豚用AP配合飼料	H29.4	重金属一鉛、カドミウム、 ひ素	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上			魚粉	65%フィッシュミール	H29.4	重金属一鉛、カドミウム、 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左			魚粉	60%フィッシュミール	H29.4	重金属一鉛、カドミウム、 ひ素	無

(注)1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「 想 」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示 飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
三和農工株式会社	同左	マルサン肉豚用大麦ミートン	H29. 4	栄養成分等-粗蛋白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、	無
埼玉県本庄市		配合飼料		粗灰分	
		マルサン子豚用AP配合飼料	H29. 4	栄養成分等-粗蛋白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、 粗灰分	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	Н29. 4	栄養成分等-粗蛋白質、粗脂肪、粗灰分	無
三幾飼料工業株式 会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィシュミール	Н29. 4	栄養成分等-粗蛋白質、粗脂肪、粗灰分	無

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
築野食品工業株式会 社 関東工場 埼玉県本庄市	同左	脱脂米糠	H29. 4	栄養成分等-粗蛋白質、粗脂肪、粗灰分	無

(注)1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。